

第2回西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会 議事録

■日時：平成26年12月24日（水）14:00～16:00

■場所：志んぐ荘 5階 亀の間

■出席者：別紙

■議題：

- (1) 公開要領第11条2項に基づく議事録に関する委員の指名について
- (2) 推進計画の概要について
- (3) 第1回協議会での主な意見と対応について
第2回ワーキングでの主な意見と対応について
- (4) 推進計画の修正について

■配付資料：

資料1-1 推進計画の概要について

資料1-2 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画：概要版（案）
（パンフレット）

資料2-1 第1回協議会での主な意見と対応

資料2-2 第2回ワーキングでの主な意見と対応

資料3-1 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画原案

資料3-2 修正履歴

資料4 今後の予定

【参考資料】

参考資料1-1 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱

参考資料1-2 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会公開要領

参考資料2-1 第1回西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会議事録

参考資料2-2 第2回西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会
ワーキング議事録

●開会

●開会挨拶（西播磨県民局副局長）

●委員の紹介（事務局）

●議事（進行は会長）

- (1) 公開要領第11条2項に基づく議事録に関する委員の指名について
坂口たつの市総務部長（代理出席）に決定

- (2) 推進計画の概要について
（資料1-1、資料1-2を用いて事務局が説明）

県民委員

資料1-2 P4 (5) 遊水機能の維持について、「遊水機能が高いと考えられる土地及び機能について開発事業者等に周知を図り、開発抑制に努める」（県・市町）と記載されていますが、遊水地は財産の権利の問題などが発生します。現実問題として開発抑制ができるのかという心配があります。

事務局

所有者の方の意向が強いので、計画にも「努める」とまでしか書けない部分がございます。

県民委員

遊水地の機能がある箇所は公表されているのでしょうか。

事務局

遊水池の箇所は公表しておりません。

県民委員

全く公表されていないなら、行政側の一方的な思いの中で開発を抑えることが出来るのでしょうか。現実問題として全くできないのではないかという気がします。

資料3-1 P74に、「民間の開発等についても、遊水機能が高いと考えられる土地及びその機能について開発事業者等に十分な周知を図り、開発抑制を図ることに努める」と記載されていますが、何か法的根拠がない限り、こういうことは出来ないのではないかと思います。

事務局

条例でも踏み込んで記載出来ていない部分でございまして、今後、勉強していかないといけない部分かと思えます。

事務局

総合治水の条例の中でも「遊水機能の維持」については努力義務という形で書かせていただいておりますが、法的な効力ということに関して申し上げますと、実際にそういう土地を河川の事業の一環として活用させていただくような場合は、例えば用地を買収させていただくとか区分地上権を設定するなど、具体的な何らかの規制、補償などを組み合わせた形で実施することになるかと思えます。

河川整備は下流から順番にやっけていかないといけないということがございまして、昔からの先人の知恵で、霞堤のようにわざと水を上流であふれさせて下流を守るといような仕組みがつけられている川もございまして。そういうところでは、できるだけ県民の土地所有者の皆様のご協力を得て維持していきましようという、ある種、精神条例的なところで規定させていただいているところでございまして。

会長

遊水機能を有する農地が今回の揖保川流域圏の中でどれぐらいの範囲にあると考えられていて、具体的にそれを有効に活用するとどのぐらいになるのかという数値的なことを試算することは可能なのでしょうか。

事務局

条例の策定過程で、県下で大体どれぐらいの箇所があるかという粗い調査をしたことがございます。そういう粗いものであれば後日、お示しすることは可能かと思えます。

会長

資料1-1 流域対策の効果の試算について、基本的に地盤高は場所によって違うと思うのですが、点線で囲んでいる浸水エリアがどこまで正確なのかよくわからないのですが、例えば「このあたりまで減ります」とか、そういう見せ方は出来るのでしょうか。津波の場合は、ハザードマップに「ここまでしか来ません」という形で出していると思うのですが、10cm、20cm下がってもあまり変わらないのか、それとも変わるのか、そのへんの効果ということに対してどういうふうにお考えでしょうか。

事務局

流域対策による貯留により、浸水エリアも狭くなると考えられます。ただ、粗い試算は行いましたが、範囲を厳密に算出するのは困難です。

事務局

地形の詳細データまで全部組み込んでシミュレーションしますと膨大な費用がかかってしまうため、省略させていただいております。

会長

基本的に田んぼダムが地域の方の協力のもとにされる事業だとしますと、皆さんが一生懸命やっていて、その結果が目に見える形で「ああ、ここが浸からないね」ということがわかりますと、より積極的な取り組みが促進できるのではないかと思います。少し述べさせていただいた次第です。確かに細かい計算をしなければいけないというのはわかるのですが、やったことの効果が皆さんに伝わるような何かがあればいいのではないかと思います。私もいま答えはないのですが、そこは大事ではないかと思っております。

県委員

「資料1-1」P3 揖保川町のモデル地区で、ひばりヶ丘の西や北の田んぼが範囲に入っていないのは何か理由があるのでしょうか。

また、P5 太子町のモデル地区で、町ごとにモデル地区を定めるというのはいいと思うのですが、姫路のエリアという意味では、このモデル地区の南、地図でいいますと下のほうに「蟠洞川」と書いてあります。このあたりが姫路市のエリアですが、浸水するというので、課題になっているところですね。今後、モデル地区で取組を進めるにあたって、この南のほうも一緒にやればよいようなことがあれば連携していくとか、効果をPRするときには「下流側にも効果がある」とか、そういうことを対外的にPRするような形で進めていただければと思います。

事務局

ひばりヶ丘地区の中で田んぼがあるのに田んぼダムの範囲に入っていないところがあるという話ですが、当初は範囲に入れていましたが、第2回ワーキング時に、「すでに現状で貯留されているエリアで、雨が降ったら調整池的な状態になっている」という意見がありましたので範囲から除外したということでございます。資料2-2ワーキングの意見と対応で整理しておりますので、後ほどご説明致します。

蟠洞川につきましては、記載内容につきまして調整させていただきます。

(3) 推進計画の概要について

(資料 2-1、資料 2-2、資料 3-1 を用いて事務局が説明)

県委員

田んぼに水が貯まることで、河川に流れる量が少なくなるのは間違いないと思いますが、田んぼダムというのは揖保川水域で初めて実施されるのですか。それとも県外のどこかで実施されており、それで効果があるから実施しているということですか。一宮町で洪水がありました。ああいう場合にどれだけの効果があるのかということ具体的に教えていただきたいと思っております。これは計算上だけでやっていて具体例が全然ないので、例えば大阪とか京都とか静岡とか、そういう全国の例で、具体的に田んぼダムはこれだけの効果があったということは分かりますか。

事務局

全国的な事例としましては、新潟県の村上平野で早くから実施されています。すでに10年以上前から実施されておりまして、新潟県全体で約1万haと相当の量と聞いています。効果につきましては、浸水深が下がって住宅の床上浸水、床下浸水が減ったという話は聞いております。

兵庫県に関しましては、昨年、県下第1号としまして赤穂市の周世地区で取り組みました。たまたま大きな雨がなかったということで効果の検証はできておりませんが、事前に設置していただ

いた段階で1回大きな雨が降りまして、そのとき、地元から「以前より排水路の水位が下がりました。なかなかいいものだと思います」という話を聞いています。

県民委員

10年前から新潟でやっていて効果があるということですが、その効果の数値を出すのは非常に難しいと思うのですが、いまあげられたのは新潟県と赤穂市だけですが、もう少しどこかの地区とかどこかの県とか、そういうことを知りたいと思います。

事務局

ことし兵庫県は全県的に取り組んでおりまして、西播磨で240ha、県下全域では1,000ha取り組んでおります。具体的には、淡路とか東播磨管内で多く実施されております。これからも引き続き、県下全域で取り組んでいきたいと考えております。

県民委員

ほかの県でもやられているのですか。

事務局

確認させていただきたいと思います。

会長

資料1-2 P7「概要版」の「事業の推進」のところに「田んぼダムの効果を検証する実証実験」と書いてあるのですが、効果があるということをもう少し量的に出すということなのか、具体的にどのような形の実証実験をお考えになっておられるのでしょうか。

事務局

昨年、たつの市揖西町のほうで、ため池の水を大きな雨に見立てて小さな田んぼに水を入れまして、せき板をした場合としていない場合でどうかということモデル的に実験しており、ピークが1時間ほど遅れる結果と聞いています。

それと、赤穂市の周世地区でアンケート調査を行いました。今年もアンケートを行っております。現在、アンケート調査のとりまとめをしております。昨年の結果ではゴミが引っかかりやすいということがありましたので、ことしはせき板の幅を広げて取り組んでおります。今年のアンケート結果から、今後の取り組みに活かしていきたいと考えております。

会長

アンケートも大事だと思うのですが、量的に効果を出されているということをお考えすると、数値として出すというのは何かと比較しないといけないのでなかなか難しいと思うのですが、これから兵庫県でも田んぼダムの実施例が増えてくるようですので、もう一歩進んだ形の新たな項目をご検討いただいて、「こういう効果がある」ということを出していただけるとより広めやすいのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

県民委員

「前はこれだけの水でこうなったけれども、田んぼダムをやったおかげでこうなりました」というような動画でシュミレーションしていただいたら一番よく分かると思います。完全なものではないと思いますが、それが田んぼダムの効果が我々には一番わかりやすいと思います。田んぼダムについては、兵庫県だけやっているような気がしないこともないですが、他府県も調べておいてください。そういう効果があるのなら他の県でも当然やっていると思います。

会長

協議会は今回で終わるわけではなくて、フォローアップという仕組みがあるようですから、今後、随時進めながらよりよい形が考えられるかと思ひます。ということで、そういった新たな項目、新たな改善点等について今後、検討する余地は十分残っておりますので、そういうことを念

頭に置いておいていただければ結構かと思います。

(4) 推進計画の修正について

(資料 3-1、資料 3-2 を用いて事務局が説明)

県民委員

「資料3-1」の106ページに「8-7. 指定候補施設の選定」、さらに「8-8. 指定に伴う表彰制度」とあります。指定することによって民間の企業等に付加価値を与えて企業価値を上げるということになっているわけですが、ここの「指定候補施設一覧」を見ますとすべて公共施設です。「8-8」に「指定施設となることは」とありますが、この指定施設が上の表だけを指しているのでしたら、たつの市、宍粟市、県の公共施設の中で「指定に伴う表彰制度」が出てくるというのはどうかと思います。

したがって、例えば区分の中で民間施設として調整池とか雨水貯留施設とか、そういった施設について指定候補施設名は挙げられませんので、市とか県が指定する施設にする場合は「指定に伴う表彰制度」が適用されるとか、そういうことを記載しないと「表彰制度」と記載するのはどうかと思います。

事務局

「8-7. 指定候補施設の選定」と「8-8. 指定に伴う表彰制度」は项目的に連携しておらず、「8-7」は「指定候補施設の選定」ということで、民間も含めてやっていければいいのですが、なかなか難しいので、まずは公共施設を先導的に指定していこうということで整理させていただいています。「8-8」は、民間の施設の指定を促進していくために表彰制度を導入して民間の指定を拡大していこうということです。県とか市であれば自分たちで指定出来ますので、「8-7」で「県・市町が先導的に実施する」ということで記載させていただいています。

県民委員

表彰制度というのは民間のほうに適用しないとけないと思いますが、指定候補施設名をあげるのとは不可能だと思いますので、区分の中の最後かどこかに調整池か雨水貯留施設など民間施設を記載した上で、県・市が指定した施設とか、委員会で決まった施設が対象になるとか、そういう挙げ方で、「所有者は民間の方です」ということを書いておき、指定されたら「8-8」が適用されるというような持っていき方のほうがいいのではないかと思います。

事務局

県・市町に限定せずに民間の施設も指定していこうというのは、より好ましい方向かと思いますが、書き方を工夫させていただきます。

事務局

「8-8」のところは、例えば「民間施設に拡大していくことが望ましいので」とか「重要であるので」とか、そういった一文を添えることで「8-8」は民間に拡大していくための制度であるということが分かりますので、そのような表現に文章を変えさせていただきたいと思います。

宍粟市内の民間施設の駐車場で、条例の設置義務要件以下でありながら地下貯留施設を設置していただいたという事例もございまして、県下の指定施設の第1号か第2号としてご協力いただき、表彰もさせていただきました。そのようなことも記載させていただきたいと思います。

会長

今回出た意見を踏まえて修正した文言に関しては、委員の中で回覧させていただくような形になるのでしょうか。

事務局

はい。

市町委員

市民の方にパブリックコメントをされるときの「概要版」は非常によく出来ていると思います。項目のこともあると思いますが、「ながす」「ためる」「そなえる」の3項目の中で、先ほど引原ダムの話が出ていたのですが、平成21年8月の災害のときにダムの存在と放流、それと被災された方との関係が非常に話題になりまして、この「ためる」のところにダムの項目を入れてもらえれば、「あのときの教訓を活かして、そこで幾らかためてくれるのだな」と思われるのではないかと思います。これは意見でございまして、どうしてもということではございませんが、今後、検討していただければと思います。

事務局

整理の仕方については、全県的な統一の部分もありますので、検討させてください。

会長

第2回の協議会で出されたご意見は何らかの形で反映されるかと思ひますし、来年度以降も協議会は存続しまして、フォローアップを続けて、いろいろな課題の解消のために検討を進めていくことになっております。特にモデル地区についてはいろいろなご意見も出ておりますので、今後とも、国・県・市町等がモデル地区毎に検討を進めていくなど議論が出来ればいいかと思ひます。

●今後の予定について

(資料4を用いて事務局が説明)

事務局

今回出されたご意見等を踏まえまして事務局で原案をとりまとめさせていただきます、パブリックコメントにより、県民の皆様からご意見をいただく機会を設けさせていただきます。大きく計画を変更する必要があるありましたら、また協議会等を開催させていただくことがあるかもしれませんが、軽微な変更の場合は会長一任とさせていただきますと考えております。皆様、よろしいでしょうか。(異議無し)

それでは、パブリックコメントで出された意見を踏まえまして、3月をめどに県において推進計画を策定することとして進めます。

●閉会挨拶(西播磨県民局副局長)

以上

第2回西播磨東部(揖保川流域圏)総合治水推進協議会 出席者名簿

属性	氏名	主な役職	出欠	
協議会メンバー	学識経験者	辻本 剛三	神戸市立工業高等専門学校 教授	出席
	国	白井 宏明	国土交通省 近畿地方整備局姫路河川国道事務所調査第1課長(代理出席)	出席
	兵庫県	八木 英樹	西播磨県民局副局長	出席
		高瀬 陽太郎	中播磨県民センター姫路土木事務所長(代理出席)	出席
	市町	兵頭 康	姫路市下水道局長(代理出席)	出席
		坂口 孝志	たつの市総務部長(代理出席)	出席
		清水 弘和	宍粟市副市長(代理出席)	出席
		柴藤 雅雄	太子町総務部企画政策課長(代理出席)	出席
	県民	清水 正俊	姫路市連合自治会 事務局長(代理出席)	出席
		徳永 耕造	たつの市連合自治会 会長	出席
		田路 定廣	一宮町曲里自治会 会長	出席
		瀧口 迪範	太子町連合自治会 会長	出席
	事務局	兵庫県	則定 広人	西播磨県民局総務企画室長
辻内 郁夫			西播磨県民局光都農林振興事務所長	出席
鈴木 敏亮			西播磨県民局光都農林振興事務所光都土地改良センター所長	出席
木村 省三			西播磨県民局光都農林振興事務所光都土地改良センター所長補佐	出席
大塚 一也			光都教育振興室長	出席
服部 洋平			県土整備部総合治水課長	出席
田村 咲知			総合治水課 計画班	出席
樋口 和夫			龍野土木事務所長	出席
山内 良太			光都土木事務所長	出席
黒澤 正之			光都土木事務所所長補佐(企画調整担当)	出席
野邊 正彦			西播磨県民局龍野土木事務所 河川砂防課	出席
谷 章博			宍粟事業所砂防担当課長	出席
森安 里夫			西播磨県民局光都土木事務所 企画調整担当	出席
随行者	兵庫県	作田 良文	中播磨県民センター姫路土木事務所所長補佐(企画調整担当)	出席
	市町	宇崎 忠雄	姫路市河川整備室主幹	出席
		高井 俊則	たつの市危機管理課長	出席
		清水 忠二	宍粟市消防防災課長	出席